

ID: 381

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

処分の概要	助成金の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市土地区画整理事業助成条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第186号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(助成金の取消し等)</p> <p>第7条 助成金の交付決定を受けた施行者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取り消し、若しくは助成金交付額を減額し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく事業の施行を著しく遅延させたとき。</p> <p>(4) 法令の規定により、施行の許可を取り消されたとき。</p> <p>(5) その他不正行為があったとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日